

様式5〔申し合わせ事項〕

令和 7 年 8 月 21 日 13 時 30 分 受付	受付番号 6	くじ番号 1	発言順番 1
令和 7 年 8 月 21 日 東員町議会議員 南部 豊 様 東員町議会議員 片 松 雅 弘 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
地域防災計画について	世界的に異常気象が増え、日本各地でも大雨や洪水による災害が頻繁に起きています。 また近年起こると言われている南海トラフ地震による強い揺れや、太平洋沿岸の広い地域に大津波の襲来が予想されています。 そこで、町の災害に対する対応についてお聞きします。 ① 防災施設の整備は ② 防災に必要な資機材の備蓄と整備は ③ 避難所運営の運営体制は ④ 各自治会自主防災組織との連携は ⑤ 災害が発生した場合の対応は		町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 8 月 2 / 日 8 時 4 / 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	2	2	2

令和 7 年 8 月 2 / 日

東員町議会議長 南部豊様

東員町議会議員 伊藤 まり

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1. 持続可能な国民健康保険について	本町は「健康活躍のまち」を目指しています。国民健康保険は健康を守る制度です。制度を持続可能にするために、保険料確保と健康づくりが大切です。 (1) 県は、令和 5 年度末に、すべての市町の保険料算定方式を「所得割・均等割・平等割」の 3 方式に統一する方針を発表しました。令和 11 年度までに統一します。 本町は「所得割・均等割・平等割・資産割」の 4 方式です。県の方針にどう対応するお考えか。 (2) 健診の機会を拡大する工夫はいかがか。	関係する 執行部
2. 公共施設におけるトイレ環境の整備について	本町は「健康活躍のまち」を目指しています。その実現に欠かせないのは、誰もが安心して外出できる環境です。中でもトイレは外出や社会参加を支えるインフラのひとつです。 (1) 文化センターの 1 階の和式トイレをどのように認識しているか。 (2) 公園の公衆トイレの現状はいかがか。	関係する 執行部
3. 教育行政について	東員町教育施策大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方針を定めています。現在の東員町教育施策大綱は、今年度末で満了します。 (1) 教育大綱の成果と課題はいかがか。次の大綱で力を入れたいことはなにか。 (2) 次の東員町教育施策大綱の策定状況はいかがか。 (3) 総合教育会議の開催状況はいかがか。	関係する 執行部
	(以下余白)	

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和 7 年 8 月 21 日 13 時 30 分 受付	受付番号 7	くじ番号 3	発言順番 3
令和 7 年 8 月 21 日			
東員町議会議長 南部 豊 様			
東員町議会議員 三林 浩			
一 般 質 問 通 告 書			
次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
東員町公共施設等総合管理計画について	本町は、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて公共施設等の建設・整備が行われ、年月とともに老朽化が進んでいるため、施設の更新等が必要になってきています。 ① 老朽化が進む中で、どのような維持管理の課題がありますか。また、その課題に対し、どのような対策を行っていますか。 ② 今後の公共施設等管理計画において、施設の効率的な維持・更新を図るために、どのような取り組みを行っていますか。 ③ 施設の統廃合や新設の計画はありますか。また、その具体的な内容を聞かせて下さい。		町長 と 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適當な質問となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 8 月 21 日 8 時 36 分 受付	受付番号 /	くじ番号 4	発言順番 4
東員町議会議長 南部 豊 様			
令和 7 年 8 月 21 日			
東員町議会議員 山崎まゆみ			
一 般 質 問 通 告 書			
次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者	
1, 学校教育での「生成 AI (人工知能)」の適切な活用について	昨年 12 月に文部科学省は、『初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン』を改訂し、学校教育で生成 AI を活用する際の留意点を示しました。これに基づいた町の環境整備について、以下お尋ねします。 (1) 文科省のガイドラインでは、教育委員会が制度設計や利活用の方向性を主導するとされていますが、『東員町 16 年一貫教育プラン』との整合性の検証は、十分に行われていますか。 (2) 学習指導要領に位置づけられた「情報活用能力」を高めるために、各教科において生成 AI 活用の力をどのように育成しますか。また、安全性や情報モラル教育についてはいかがですか。 (3) 家庭でも生成 AI を使う機会が増えることを考え、保護者との連携についてはどうしていきますか。	教育長	
2, 学校部活動の地域展開について	国は「持続可能な運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動の地域展開」を進めています。学校の運動部活動について、以下お尋ねします。 (1) 学校単位で行われてきている部活動について、実情と指導者の確保はいかがですか。 (2) 令和 5 年 3 月に東員町と包括連携協定を締結した「総合型スポーツクラブ・ヴィアティン三重」による、国の「地域クラブ活動」理念を踏まえた部活動の地域展開はいかがでしょう。	教育長	

※ 記載にあたっての注意事項 ※

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



平成 7 年 8 月 21 日 9 時 17 分 受付		受付番号 4	くじ番号 6	発言順番 5
令和 7 年 8 月 21 日				
東員町議会議長 南部 豊 様				
東員町議会議員 水谷 喜和				
一 般 質 問 通 告 書				
次のとおり通告します。				
質 問 事 項	質 問 の 要 旨			答 弁 者
東員町における米の生産調整(転作)の現状と今後について	1. 現状の把握 東員町における直近 5 年間の転作率と県平均・周辺市町との比較 転作作物の主な種類と作付面積の推移 転作奨励金や国・県の支援制度の利用状況 2. 町の役割と方針 国の生産数量目標後、町はどのような立場で生産調整に関与しているのか 転作は「強制でない」とされるが、実際にはどのように農家に働きかけているのか 転作作物の販売確保や収益性向上に向けた町独自の取組みはあるのか 3. 今後の展望と課題 米価下落や需要減少に対応するための水田利用の多様化策 担い手不足・高齢化を踏まえた農地の維持管理の方針 国の政策変更や補助金制度見直しに伴う町の対応方針			町長 関係執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和 7 年 8 月 21 日 9 時 10 分 受付	受付番号 5	くじ番号 8	発言順番 6
令和 7 年 8 月 21 日 東員町議会議員 南部 豊 様 東員町議会議員 山田由紀子 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1 東員町の教育について	町の小中学校教育・学習指導要領や法の観点から ①課題の存在の有無 ②現場への指導等について 伺います。		関係する 執行部 教育長
2 東員町の文化芸術について	これからの総合計画にある ①現状の課題の有無 ②目標と着地点 について伺います。		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適當な質問**となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和7年8月21日 10時10分受付	受付番号 5	くじ番号 10	発言順番 7
令和7年8月21日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 伊藤治雄 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. 公共施策について	(1) 公共施設について ①公共施設等総合管理計画などに基づく施設の現状 ②今後のあり方及び見通し (2) 施設使用料など公共料金について ①料金設定の基本的な考え方 ②受益者負担の考え方 ③今後の方針 (3) 公共交通（北勢線とオレンジバス）について ①現状における分析 ②今後のあり方及び方針		町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの

